

## 若手国際活動支援等資金運用要綱

令和元年 12 月 13 日  
委員会決定

### (総則)

第1条 この要綱は、主に水分野の若手の国際活動に関する支援等に活用するための資金の運用方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「若手」とは次の者とする。

- (1) 大学等において、学生、大学院生、研究員及びそれに相当する者であり、学校教育法上（学校教育法第 92 条各項）の教授、准教授、講師、助教、助手でない者（以下、「学生等」という）。
- (2) 水に関する省庁、地方公共団体、公的研究機関、企業等において、職員、社員及びそれに相当する者であり、労働基準法上（労働基準法第 41 条 2 号）の管理監督者及びそれに相当する立場でない者（以下、「職員等」という）。

### (補助対象)

第3条 IWA 世界会議、IWA-ASPIRE 会議（以下、「IWA 会議」という）及び IWA スペシャリストグループが主催もしくは共催する会議（以下、「SG 会議」）において口頭又はポスターでの発表が採択された若手に対して会議登録費を補助する（以下、「補助金」という）。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は会議登録費の実費（オプションを含まない）とし、学生等は一人当たり 5 万円を、職員等は一人当たり 10 万円をそれぞれ上限とする。

### (運用計画)

第5条 この資金の運用にあたっては、別途、運用計画を策定することとし、運用計画に従って毎年度募集を行う。

### (申請)

第6条 補助金の給付を受けようとする者は以下に従って申請することを原則とする。

- (1) IWA 会議に係る給付について申請する場合は、若手国際活動支援等資金給

付申請書及び IWA 会議からの発表採択通知の写しを、IWA 会議の発表採択通知日（主催者が示す公式スケジュールの通知日）から 1 カ月後までに事務局に提出する。

(2) SG 会議に係る給付について申請する場合は、若手国際活動支援等資金給付申請書及び SG 会議からの発表採択通知の写しを、IWA 会議の発表採択通知日から 1 カ月後までに事務局に提出する。なお、期日までに発表採択通知が提出できない場合は、論文アブストラクト受付の証明を提出することとし、論文採否決定後、速やかに発表採択通知の写しを提出する。また、申請は当該年度に開催される SG 会議を対象とする。

#### (補助金給付対象者の決定)

第 7 条 前条の書類の提出があり、補助金を給付するべきものと認めたときは、補助金給付決定通知書を給付対象者に送付するものとする。

- 2 運用計画の募集枠を超えた申請があった場合には、抽選により給付対象者を決定するものとする。ただし、補助金給付決定通知書を給付対象者に送付した後、辞退の申し出があった場合には、抽選されなかった者で再度抽選を行い決定する。
- 3 過去に本制度の適用を受けた者は対象外とする。また、抽選にあたっては IWA 会議への申請者を優先とする。

#### (補助金の給付)

第 8 条 給付対象者は、会議登録した際の領収書の写しを速やかに事務局に提出するものとする。

- 2 事務局は、給付対象者から領収書の写しの提出があった場合には、速やかに補助金を給付するものとする。
- 3 補助金の給付に係る経費については、若手国際活動支援等資金から支出する。

#### (報告の徴取)

第 9 条 給付対象者は会議終了後 2 カ月以内に活動報告書を提出する。

#### (返還)

第 10 条 給付対象者が補助金の給付を受けた後、次の事象が判明した場合、補助金の全額を返金しなければならない。

- ① 会議に参加しなかった場合。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く

- ② 他の団体から給付を受けている場合
- ③ 虚偽の申請等が判明した場合

(協議)

第11条 この要項の運用に疑義が生じた場合は、IWA 日本国内委員会で協議する。

(事務局)

第12条 事務局は公益社団法人日本水道協会研修国際部国際課とする。

附 則

この要綱は、令和元年12月13日から施行する。

ただし、この要綱の施行の日から3年経過したのちの運用については別途見直しを行うものとする。